気仙沼ライフガード定款 第一章 総則

第1条 (名称)

本会は『気仙沼ライフガード』(以下、本会)と称する。また英文名称を『KESENNUMA LIFEGUARD』、略称『KLG』と称する。

第2条 (目的)

本会は、ライフセービング活動を通じ、海岸をはじめとする水辺の環境保全・安全管理のための監視・救助・指導を行い国民の安全で快適な水辺の利用に寄与することを目的とする。

第3条 (所在地)

本会は、主たる事務所を宮城県気仙沼市切通116-1番地に置く。

第4条 (事業)

本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1. ライフセービング活動の普及に関する事業。
- 2. ライフセービング技術の向上に関する事業。
- 3. ジュニアライフセーバーの育成に関する事業。
- 4. ライフセービング活動に関する調査研究に関する事業。
- 5. 水難救助及び救急技術の向上、普及に関する事業。
- 6. 水辺の安全管理に関する事業。
- 7. 本会の広報に関する事業。
- 8. 風水害その他の非常災害時において、被災者救助を行う事業。
- 9. その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第二章 クラブ員

第5条 (会員の資格)

本会員は第2条の目的に賛同した者により構成する。

第6条 (会員の種類)

本会員は、次の種類とする。

- 1. パトロール会員(patrol member)
- 年間を通じ定期的に巡回監視を行う個人会員。
- 2. 賛助会員(support member)

本会の事業に賛助するための個人会員。

- 3. ジュニア会員(junior member)
- 16才以下の個人会員。
- 4. 協賛会員(approval member)

本会の事業を助成するための個人又は団体会員。

5. 名誉会員(honor member)

本会に功労のあった者又は、学識経験者で総会において認定された者。

第7条 (入会)

本会に入会しようとする者は、本人の意思(未成年の場合は保護者の了承が必要)とクラブ代表の承認を必要とし、承認後に事務局まで入会金及び会費を添えて申し込むものとする。

第8条 (入会金及び会費)

本会に入会しようとする者は、第24条・第25条に定められた入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条 (会員の資格喪失)

本会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1. 退会したとき。
- 2. 死亡若しくは失踪宣告を受けた場合。
- 3. 本会が解散したとき。
- 4. 前年度の12月末日までに会費を納入しなかった場合。
- 5. 除名されたとき。

第10条 (退会)

本会員が退会を希望する場合には代表の承認を必要とするただし、既納の入会金・会費及び その他の搬出金品は、いかなる理由によっても一切返還しないものとする。

第11条 (懲戒)

本会は次の各号に該当する場合には、会員は役員会の助言に基づく代表の命により、懲戒される。

- 1. 本会の規約に違反した場合。
- 2. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした場合。
- 3. 本会の事業を妨げ、又は妨げようとした場合。
- 4. 各号に準じる行為、違反をした場合。

第12条 (懲戒の種類)

会員が第11条の各号に該当する場合には、代表は以下の各号に基づく処分を行う事が出来る。

1. 訓戒

会員に対する口頭での厳重注意

2. 会員資格停止

会員を事業に参加させない処分。すなわち、会員の有する資格を一定期間停止するものである。

3. 除名

会員の資格を失わせるもの。

第三章 役員

第13条 (役員構成及び定数)

本会の役員構成及び定数は次の通りとする。

代表1名副代表1名

事務局長(会計兼務)1名監査1名

第14条 (役員の任期)

役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

第15条 (役員の職務)

役員は本会役員会議を構成し、本会の運営を決定する。また、各役員の職務は以下の通りとする。

- ・代表は本会の責任者として本会の運営の職務を行う。
- ・副代表は代表を補佐し、主として講習会等の指導を行う。
- ・事務局長は事務局の責任者として総務、会計等を行う。

第16条 (役員の選出)

役員の選出は役員会にて選出し、総会にて議決する。

相当の事由があると認められる場合には役員を兼務する事が出来る。

第四章 会議

第17条 (会議)

本会には総会・役員会・例会の会議を置く。

第18条 (総会)

総会は通常総会と臨時総会とする。

- 1 総会は本会の最高決定機関とする。正会員をもって構成する。但し、総会(委任状を含めて)総構成会員数の3分の1以上の出席をもって、成立するものとし、議決は出席者の多数決によって決定する。
- 2 臨時総会は必要がある時は、代表が招集することができる。

第19条 (役員会)

役員会は原則として代表が招集する。但し、役員が必要と認める場合には何時でも代表に対して役員会を招集すべき事を請求する事が出来る。

第20条 (評決)

会議の議決は原則として、評決権のある出席正会員の過半数で決する。

第五章 会計

第21条 (事業年度)

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わるものとする。

第22条 (会計)

本会の会計は、入会金・会費・寄付金・その他の収入による。

第23条 (入会金)

本会においては、入会金の請求は行わない。

第24条 (会費)

(1)正会員15,000円(2)賛助会員10,000円(3)ジュニア会員13,000円

(4)協賛会員【1口 1,000円】 個人は1口以上 法人の場合20口以上

(5)名誉会員 無料

第25条 (会計報告)

会計報告は2名以上の監査役を立て、総会の承認を必要とする。また、会員から会計状況の 提示を求められた場合には相当の事由がなければこれを開示しなければならない。

第六章 規約改正

第26条 (改正)

本規約の改廃は、総会または、例会において出席パトロール会員及び賛助会員の3分の2以上の賛成により行う事が出来る。

第七章 附則

第27条 (委任)

その他、本規約に定めなき事項及び執行に必要な規則は役員会の議決によって行うものとする。

第28条 (施行)

- 1.本クラブ規約は2011年11月7日より施行する。
- 2.本クラブ規約は2012年5月26日より改正施行する。
- 3.本クラブ規約は2016年5月1日より改正施行する。
- 4.本クラブ規約は2021年10月1日より改正施行する。
- 5.本定款は2022年5月16日より改正施行する。
- 6.本定款は2023年6月28日より改正施行する。

改正履歴

| 改正年月日 | 改正内容 |
|-----------|--------------------------|
| 2022.5.16 | 本会の名称変更及びそれに伴う定款内容の変更 |
| 2023.6.28 | 会員種別の名称及び年会費の変更、総会構成者の変更 |
| | |
| | |